

～ 65歳以上の皆さんへ ～

8月中旬に「平成28年度介護保険料決定のお知らせ」を送付いたします

介護保険制度は、国や道、市町村が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。

介護保険料基準額：年額59,760円（月額4,980円）

段階	対象者	算定基準	年間保険料額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	26,892円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の人	基準額×0.69	41,234円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の人（第1、2段階以外の人）	基準額×0.75	44,820円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	53,784円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている人（第4段階以外の人）	基準額	59,760円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	71,712円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	77,688円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	89,640円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	101,592円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.8	107,568円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人および世帯員の市町村民税の課税状況と所得などを基に、介護保険料を算定しています。

所得の申告がされていないと正しい介護保険料の算定ができませんので、未申告の方はお住まいの市町村民税担当窓口で所得の申告をお願いします。

◎介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

■問合せ：空知中部広域連合事務局介護保険係 ☎66-2152

# 国民健康保険税について

国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やけがなどの医療費に充てる税金です。

国保税額は医療分、後期高齢者医療制度を支援するための支援金分、40歳～64歳の人がある介護保険料の介護分の合計額で算定します。

平成28年度は、地方税法の改正に伴い医療給付費分と後期高齢者支援金分の限度額をそれぞれ2万円引き上げます。

税率の改正はありません。詳しい税率などは次の表のとおりです。

◆平成28年度国保税率表

所得割	賦課基準	医療分		支援金分		介護分
		改正前	改正後	改正前	改正後	
所得割①	前年の総所得金額などから基礎控除額33万円を引いた額	10.0%		1.7%		1.5%
資産割②	平成28年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	46.0%		8.0%		9.0%
均等割③	加入者1人につき	31,000円		7,500円		9,000円
平等割④	加入1世帯につき	31,000円		5,500円		7,000円
課税限度額	①～④の合計額の限度額	改正前 520,000円	改正後 540,000円	改正前 170,000円	改正後 190,000円	160,000円

所得に応じた軽減の拡大

所得に応じた国保税の軽減基準が平成28年度分から拡大されます。5割軽減と2割軽減の基準額が拡大することにより、軽減を受けやすくなりました。

なお、7割軽減の基準は変更ありません。



◆所得に応じた軽減基準

	改正前	改正後
5割軽減	33万円+【26万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下	33万円+【26.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下
2割軽減	33万円+【47万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下	33万円+【48万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)】以下

※「旧国保被保険者」とは国民健康保険制度から後期高齢者医療制度に移行した人です。

離職による軽減

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職された方は、国保税が離職日の翌日から一定の期間、軽減されます。

**対象者** 次の①～③の全てに該当する方

- ①離職日が平成27年3月31日以降の方
- ②離職日に65歳未満の方
- ③雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかの方

※季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

**軽減の内容** 国保税を算定するにあたり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。

※給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

**適用期間** 軽減の適用期間は、離職の翌日から翌年度末までです。

**申告方法** 次のものをお持ちになり住民課へお越しください。

- 雇用保険受給資格者証
- 印鑑

保険税額をお知らせします

7月15日(金)に平成28年度の国民健康保険税納税通知書を郵送しますのでご確認ください。

■問合せ：住民課町税グループ ☎76-2130